

令和3年6月24日

## 広島空港特定運営事業等に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、広島空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

### 1. 本事業の概要について

広島空港は、中四国地域で最大規模の拠点空港として大きな役割を果たしており、瀬戸内・山陰地域の広域観光周遊ルートが整備される中で、広域観光の主要拠点として発展していく高いポテンシャルを有しています。

本事業は、広島空港本来の役割を最大限発揮させるために、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ民間事業者に空港運営事業を実施させ、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現することにより、空港及び空港周辺地域の活性化を推進し、内外交流人口拡大等による地域活性化、地域の振興・発展を図ることを目的としています。

### 2. 対象事業者について

対象事業者名：広島国際空港株式会社

※ 広島国際空港株式会社は、三井不動産株式会社を代表企業として、東急株式会社、株式会社広島銀行、ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社、広島電鉄株式会社、九州電力株式会社、中国電力株式会社、株式会社中電工、株式会社エネルギー・コミュニケーションズ、マツダ株式会社、福山通運株式会社、株式会社広島マツダ、広島ガス株式会社、住友商事株式会社、東急建設株式会社、株式会社東急コミュニティーから構成されるコンソーシアムが出資し設立された会社です。

### 3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

以上